

【あ行】

安心助けあいネットワーク

近隣住民や地域福祉活動推進協議会（地域社協）等をはじめ、地域に関わりを持つ事業所などの協力を得て、高齢者の異変などを早期に発見する仕組み。

胃ろう

食事を摂れなくなった方に対し腹部から栄養剤を注入する方法が主体となってきている。その際に腹部に造る「口」のこと。

NPO

Non-Profit Organizationの略。「民間非営利組織」又は「民間非営利団体」などと訳されることが多い。団体独自の理念（ミッション）を持ち、営利を目的としない社会活動を行う団体の総称。

【か行】

介護予防特定高齢者施策(特定高齢者事業)

特定高齢者施策は、将来要介護状態になるおそれが高い方（特定高齢者）の把握に始まり、該当すると判断された高齢者に対し、運動機能向上、栄養改善、口腔ケアなどの事業を展開している。平成18年度の介護保険法の改正によりスタートした。

介護予防一般高齢者施策(一般高齢者事業)

一般高齢者施策は、特定高齢者だけでなく、健康な人も含めた、すべての高齢者を対象とする事業のこと。介護予防の普及啓発のために、資料を作成して配布したり、健康のための教室や講演会などの事業を開催する。

学習障害(LD)

Learning Disabilitiesの略。全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や環境的な要因が直接の原因となるものではない。

家具転倒防止金具取付け

一人暮らし又は高齢者のみの世帯に対し、地震などの災害により転倒が予想される家具（タンス、食器棚、本棚等）4台について、転倒防止金具（1家具2種類まで）を無料で取り付ける事業。

火災安全システム

火災の不安のある高齢者に、専用通報機を貸与、住宅用火災警報器を給付する事業。火災警報器によって感知された火災は、東京消防庁に自動的に通報され、すみやかに消化活動救助活動を行う。また、必要に応じて電磁調理器、自動消化装置、ガス安全システムを給付する。

家族で手作り・楽しい食卓キャンペーン

子どもの「食」のあり方を考えるきっかけとなるような啓発活動として、平成15年度から「子どもの食に関する実態調査」「子どもの食環境を考えるシンポジウム」等を実施し、現在では「武蔵野野菜・たんけん隊」「親子でクッキング」を実施している。

機能訓練

心身の機能が低下している者であり、医療終了後も継続して機能訓練の必要なもの等に対し、日常生活の自立を助けるために、必要な訓練を行うことにより、日常生活能力の回復又は機能低下を防止することを目的とする活動。

教育支援センター

市内在住の乳幼児から思春期の子どもの教育に関する様々な相談に応じる施設。来所相談、電話相談の他、不登校児童・生徒への支援を行う適応指導教室(チャレンジルーム)、小中学校への臨床心理士(相談員)の派遣などを行っている。所在地は大野田小学校地下1階、分室として第四中学校内の帰国・外国人教育相談室がある。

虚血性心疾患

動脈硬化や血栓などで心臓の血管が狭くなり血液の流れが悪くなる事で、一過性に心臓の筋肉が血液(酸素、栄養)不足となり主に前胸部に痛み、圧迫感などを生じる狭心症と、血栓で冠状動脈が完全につまってしまう、その先の心筋が壊死に陥って激しい胸痛等を生じる心筋梗塞とを総称したもの。

緊急通報システム

緊急通報装置を貸与し、心臓などの慢性疾患により健康に不安がある一人暮らし高齢者等の安心や緊急事態発生時の万全な対応を図る事業。緊急時にボタンを押すと受診センターに通報され、救急車及び専門訓練を受けた緊急出動員が駆けつける。

くぬぎ園

武蔵野市立のB型軽費老人ホーム。利用料は負担できるが、比較的所得で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅で生活することが困難な人を対象としている。

経常収支比率

財政の構造の弾力性を示し、市税などの経常的収入を人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充てられているかを表す指標。70~80%が望ましいとされ、低いほど新たな行政需要に対処することが可能となる。

ゲートキーパー

医療・福祉、教育、経済・労働、地域など様々な分野において、周囲の人の顔色や態度から自殺のサインに気づき、見守りを行ったり、専門相談機関などへつないだりする人材。

健康づくり支援センター

子どもから高齢者まで生涯を通じて健康な市民を増やしていくことを目的として開設。市民公募の健康づくり推進員による健康情報の提供や、健康づくり人材バンクの活用などにより、広く市民の健康づくりを支援している。保健センター内に設置。

権利擁護事業

生活不安を感じている高齢者、身体障害のある方や、判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい軽度の認知症高齢者、知的障害のある方、精神障害のある方の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などを行う事業。

公益法人制度改革

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、現行の公益法人制度に見られる様々な問題に対応するため、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度を創設するとともに、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度を創設した。新制度は、平成20年12月に施行され、施行日から5年間は「移行期間」とされ、現行の公益法人は、この期間内に必要な手続きを行い、新制度に移行する。

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）

平成20年4月から開始された、75歳以上の高齢者等を対象とする他の健康保険とは独立した医療制度のこと。運営主体は各都道府県ごとに設立される広域連合であり、市区町村と連携して事務を行う。基本的な役割分担は以下のとおり。

広域連合：資格の管理、保険料の決定、医療の給付、保健事業、制度・財政運営

市区町村：各種届出・申請の窓口受付、被保険者証等の引渡し・返還の受付、保険料の徴収、相談業務

高機能自閉症

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

高次脳機能障害

主に脳の損傷によって起こされる様々な神経心理学的症状。症状は多岐にわたり、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害等で脳の損傷部位によって特徴が出る。

子育てSOS支援センター

「武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例」を制定して児童虐待の防止と子育てを支える総合的な体制を構築し、その中核機関として子育てSOS支援センターを平成16年2月1日に子ども家庭課内に設置した。主な業務としては、児童虐待防止、子育て総合相談事業、ショートステイ事業、産前・産後支援ヘルパー事業を実施している。また、武蔵野市子育て支援ネットワークを構築し、関係団体と連携し、児童虐待の防止及び子育てに不安を持つ家庭を支援している。

こども発達支援室ウィズ

市内在住で、2歳以上の発達に気がかりなところがある就学前の子どもに対する療育を行う。平成21年4月障害者総合センター内から都営緑町団地に移転し、3歳から就学前を対象とした児童ディサービスを行う。

【さ行】

災害時要援護者避難支援事業

災害時に、家族などによる援助が困難で、何らかの助けを必要とする方（災害時要援護者）が、地域で安否確認や避難誘導などの支援を受けることができるしくみ。平成19年9月からモデル事業を開始。同20年12月から5地区において新たに事業を開始し、今後23年度までに市内全域で実施する予定。

財政援助出資団体

市が出資等を行い、団体の行う業務が市政と極めて密接な関連を有している団体又は市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要する団体。

財政力指数

財政基盤の強弱を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどのくらい自力で調達できるかを表す。1を超えるほど財源に余裕があり、通常の水準を超えた行政活動が可能になる。

在宅介護支援センター

高齢者の在宅介護などに関する様々な相談を受け、各種の介護支援サービスの情報提供・総合調整を行う。また、地域の高齢者の実態把握に努め、民生委員や地域からの情報を基に、必要な方へ訪問等の対応を行っている。住民の身近な相談窓口として市内に6か所開設されている。地域包括支援センターと連携して介護予防に関する支援や相談も行う。

サテライト型小規模老人保健施設

本体施設（老人保健施設や病院若しくは診療所）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所（自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離）で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の老人保健施設。

三位一体の改革

全国一律のルールではなく、それぞれの地域の実情に合わせて行政サービスを提供するため、国から地方への財源移譲、国庫補助負担金の改革、地方交付税の見直しの三つを同時一体的に行う改革。

自殺対策基本法

自殺対策に関する基本理念を定め、国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本事項を定めて自殺対策を推進し、自殺の防止、自殺者の親族等に支援し、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

脂質異常症

血液中の脂質である悪玉(LDL)コレステロールや中性脂肪が多すぎたり、善玉(HDL)コレステロールが少なかったりする病気のこと。従来「高脂血症」の名称であったが、2007年より診断基準を変更し、「脂質異常症」と呼ばれている。

疾病構造

地域における疾病の状況（実数や年齢調整死亡率の年次推移など）をいう。戦後直後は死因の第1位は結核であったが、昭和20年代後半以降、結核による死亡は大きく減少し、感染症から生活習慣病に変化した。このように地域に蔓延しかつ主要な死亡原因となっている疾病が変わることを疾病構造の変化という。

C P I

地域歯周病指数。Community Periodontal Indexの略。地域歯周疾患指数ともいう。地域の歯周疾患の状態を示す指標で、数ある歯周疾患の指標のなかでは国内外で最も広く用いられている。

C P Iコード3

4mm以上の歯周ポケットがあり、歯周病の治療が必要な状態をいう。

障害者相談員

障害者の生活・援護などに関する相談を行うために、関連団体から推薦され市長から委託された民間の協力員。身体障害者相談員、知的障害者相談員各4名となっている。

障害者自立支援法

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で身近な市町村が一元的に提供する仕組みを定めた。

障害者福祉センター

市内に居住する障害のある人が、地域の住民と相互理解と連帯を深めながら、センターの各事業を通じて、社会参加と自立をめざし、福祉の増進を図ることを目的として運営されている。

小規模作業所

一般の企業等で働くことの困難な障害のある人の働く場や活動の場として、障害のある人、親、ボランティアをはじめとする関係者の共同の事業として運営されているもの。

商工会議所

商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進のために設立された団体。産業振興・地域振興などの各種事業や経営者のための相談・指導などを実施。事務所は武蔵野商工会館6階（吉祥寺本町1-10-7）

食事サービス

一人暮らし又は高齢者のみの世帯で買物・炊事が困難な方に、栄養確保・安否確認を目的として、老人ホーム等で調理された昼食用の弁当を配達する事業。

食生活指針

近年の食生活の状況から、国民の健康の増進、生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るために、平成12年3月厚生省（当時）、文部省（当時）、農林水産省で共同して策定された10項目からなる指針。指針と合わせて項目ごとにその実践のために取り組むべき具体的内容も定めている。健康の保持・増進の観点からは、健康日本21の「栄養・食生活」分野で設定された目標に向けて具体的な実践を進めていく1つの手立てとしても策定されている。

自立支援医療の診断書料助成制度

自立支援医療費制度（精神通院）の申請をするために要した診断書の費用を助成する制度。助成限度額は3,000円。

自立支援給付

障害者自立支援法に基づいて、国や都道府県の義務的経費が伴う全国一律のサービス。この給付は、ホームヘルパーや通所施設等の障害者福祉サービス、精神通院医療費等の公費負担、車いす等の補装具費の給付等に分かれている。

シルバー人材センター

正式名称は、「社団法人武蔵野市シルバー人材センター」。定年退職後などにおいて臨時的、短期的な就業を通じて、労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的とした団体。

小規模多機能型居宅介護

平成18年4月の介護保険制度改正により創設された、地域密着型サービスのひとつ。介護が必要となった高齢者（主に認知症高齢者）が、今までの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるよう、「通い」を中心に「訪問」「泊まり」の3つのサービス形態が一体となり、24時間切れ間なくサービスを提供できるのがその大きな特徴。認知症高齢者による利用が中心になるが、認知症の有無を問わず利用可能。

新体系

障害者自立支援法のサービス体系。サービス提供事業者の指定基準として、人員基準・設備基準・運営基準がある。すでに支援費制度下で指定を受けていた事業者は平成23年度までに新事業体系への移行を目指す。

スクリーニング

振り分け・見極めの意味であり、特に健康な人も含めた集団から、目的とする疾患に関して予測される人を選別する医学的手法であり、母子に関しては、乳幼児健診を通して疾患や発達障害などが予測される児を振り分ける方法である。

精度管理

検診が有効かつ効果的に行われているか、方法について点検し評価する仕組みのこと。国の「がん対策推進基本計画」では「すべての市町村において精度管理、事業評価が実施されるとともに、科学的根拠に基づくがん検診が実施されること」が個別目標として示されている。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障害のある方、精神障害のある方など、判断能力が不十分でない方々が、一方的に不利な契約を結ばないように、一定の決められた人が本人の不十分な判断能力を補い、保護するための制度。

セーフティネット

経済的な危機に陥っても最低限の安全を保障してくれる社会的な制度や対策。

0123 吉祥寺・はらっぱ

保育ニーズの多様化に対応する施策の一つとして、0歳から3歳までの乳幼児とその親を対象に、子育ての支援を行うとともに、親同士のネットワークを地域に広げるためにつくられた施設。「0123 吉祥寺」が平成4年、「0123 はらっぱ」が平成13年にオープンした。

【た行】

第二次子どもプラン武蔵野

平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に定められた市町村行動計画として策定した計画。

ターミナルケア

ターミナルケアとは末期がんの患者など、治癒の可能性のない患者への援助（ケア）をいう。ただ単に延命を図るだけでなく、患者の身体的・精神的苦痛を緩和して、人間らしい生を全うするのを援助すること。

団塊世代

戦後のベビーブームに誕生した世代の人々のこと。一般的に昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）までを指す。

DANKAI プロジェクトとマスターズ` 武蔵野市民フォーラム

平成15年に四長テーマ別市民会議「団塊の主張」が設置され、団塊世代の公募市民などによる意見が集約された報告書「団塊力」が提出された。その後、この委員が非営利団体として報告書の内容に沿った活動を継続している。マスターズ` 武蔵野市民フォーラムは、同プロジェクトが、「まち守り」役として「まち（地域）」に貢献する活動を引き受けようとする出陣式として市と共催で開催したもの。

地域活動支援センター

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設。

地域健康クラブ

健康維持・増進と社会参加への動機づけ、仲間づくりを目的として市内16ヶ所のコミュニティセンター、ぐっどういる境南、くぬぎ園で参加者の体力に合わせた健康づくりの指導を実施している。

地域コミュニティ

居住地域における日常生活の中での出会い、多様な地域活動への参加等を通じて形成される人と人とのつながり。

地域住宅交付金

地方公共団体が主体となる公営住宅の建設など、地域住宅計画に基づき実施される居住環境整備事業が、総合的かつ計画的に推進されるよう支援するための交付金。

地域自立支援協議会

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するもの。地域生活支援事業の相談支援事業の一つ。

地域生活支援事業

障害者自立支援法に基づき、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、各自治体で事業の詳細を決定し、実施する事業。

地域包括支援センター

介護保険法の改正により、平成18年4月から新たに設置され、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うため、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業等を行う。

地域リハビリテーション

地域リハビリテーション（community based rehabilitation:CBR）については国際的にも様々な考え方があるが、1994年、ILO、UNESCO、WHOの地域リハビリテーション関係者により次のように定義されている。「地域リハビリテーションとは、地域におけるリハビリテーションの発展、障害のある全ての人々の機会均等や社会的統合を目指した戦略である。地域リハビリテーションは、障害のある人々自身、その家族、そして地域住民、さらに個々の保健医療、教育、職業、社会サービスなどが一体となって努力するなかで履行されていく。」また、わが国においては日本リハビリテーション病院協会が、多くの活動を包括すべく次のように定義している。「地域リハビリテーションとは、障害をもつ人々や老人が、住み慣れたところで、そこに住む人々ともに、一生安全に生き生きとした生活がおくれるよう、医療や保健、福祉および生活にかかわるあらゆる人々が、リハビリテーションの立場から行う活動のすべてをいう。」武蔵野市においては、第四期長期計画・調整計画の中で、「市が目指すべき地域リハビリテーションは、次のような支援のあり方である。」として、本計画書P2のとおり掲げている。

地域リハビリテーション有識者会議

地域リハビリテーションにおける本市の現状と課題を分析し、課題解決の方策を検討するため、保健・医療・福祉の専門家で構成する会議。平成19年10月～平成20年3月に設置された。

地域療育相談室ハビット

心身の発達に何らかの心配がある子どもに対する早期からの支援と、障害児を育てる親の不安を軽減するため専門スタッフが相談支援を行う。

注意欠陥／多動性障害(ADHD)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。症状は7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。ADHD（Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）。

テンミリオンハウス

地域の実情に応じた市民などの「共助」の取組みに対し、武蔵野市が年間1,000万円(ten-million)を上限とした運営費補助などの活動支援を行う。現在、市内に7か所開設されている。

特定健康診査

平成20年4月から医療保険者が、40～74歳の加入者（被保険者・被扶養者）を対象とし、毎年度、計画的に実施する、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査。

特定保健指導

平成20年4月から、医療保険者が、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対し、毎年度、計画的に実施する。

特別支援教育

障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを明らかにし、その子どもの持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善したり克服したりするために、適切な指導や必要な支援を行う教育に関する制度。これまでの心身障害教育（特殊教育）の対象とされてきた子どもたちだけでなく、通常の学級に在籍するLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症等を含める。平成19年4月から学校教育法に位置づけられた。

【な行】

認知症高齢者の日常生活自立度

高齢者の認知症の程度を表すもの。医師により認知症と診断された高齢者が生活面での介護の必要度合いを保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等が客観的にかつ短期間に判定することを目的とした、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」に基づいた日常生活の自立程度。

認知症サポート医

認知症への対応について、かかりつけ医への助言や支援を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センターとの連携を推進する医師。

【は行】

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものが無い状況、あるいは障壁の除去。もともとは建築用語で建物内の物理的障壁の除去を意味したが、今日ではより広範に、障害のある人の社会生活を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去を意味する。

バルーンカテーテル

カテーテルとは身体の内と外を橋渡して体液を排出させたり、逆に外部から薬剤を注入するプラスチックなどでつくられたチューブのこと。導尿の他、心臓検査や狭くなった血管をバルーンで拡張させたり、血管内治療をすることもある。

BMI

[体重 (kg) ÷ 身長 (m) 2] の計算式で算出される値で、肥満ややせ（低体重）の判定に用いられる体格指数 (body mass index)。日本肥満学会の定めた基準では、18.5未満が「やせ（低体重）」、18.5以上25.0未満が「普通」、25.0以上が「肥満」としている。

福祉型住宅

65歳以上の高齢者、障害者、母子家庭のいずれかに該当し、市内に引き続き3年以上居住し、所得が基準額以下で、住宅に困窮している方を対象としている。市内には高齢者用166戸、障害者用8戸、母子世帯用7戸の計181戸の福祉型住宅がある。

福祉公社

正式名称は、「財団法人武蔵野市福祉公社」。在宅高齢者や障害のある人に対して、よりよい生きがいと健康づくりの情報や福祉サービスの提供を通じて、新しい福祉機能を開発することにより、地域の福祉サービスを補完し、もって福祉全体のレベルアップを図るとともに、市民福祉の増進に寄与することを目的とした団体。権利擁護センターにおいて権利擁護事業を行っている。

福祉的就労

一般企業で就労が困難な障害のある人が、就労支援事業所で支援を受けながら働くことをいう。

ふれあいサロン

市立境南小学校のプレイルームを利用して、60歳以上の市民を対象とした講座を開講。休み時間には児童が訪れ、一緒に遊んだりお喋りをして過ごす。また、ランチルームで児童と一緒に給食を食べたりするほか、学校行事にも参加し交流している。

訪問歯科健診

寝たきりや重度の認知症などで通院が困難な在宅の方に、歯科医師が訪問し歯科相談や指導を行う。

訪問指導員

家庭に訪問し必要な保健指導を行う者。武蔵野市における「こんにちは赤ちゃん訪問」では保健師、助産師がその職務にあたる。

補助器具センター

市内に居住する高齢者の方への補助器具(福祉用具)及び住宅改修に関する総合相談・助言、情報提供及び関係機関とのネットワークの拠点として高齢者総合センター内に設置されている。

補助器具センター事業

身体状況に合わせた福祉用具・介護機器の貸出・販売を行なうため、ケアマネジャー、福祉用具の専門相談員、リハビリの専門家（理学療法士・作業療法士）、医師など、様々な分野の職員と連携を取り、身体状況の把握（アセスメント）を行う。

ボランティアセンター武蔵野

昭和53年に市民自治の精神に立脚した、全国でも特異な民間の運営による自主的な互助活動を行う組織として誕生し、平成7年から市民社会福祉協議会と組織統合した。ボランティア活動を希望する市民を登録し、ボランティアを必要としている市民に紹介する機関。ボランティア活動の内容としては、病院への付き添い、話し相手、障害のある人や子どもの遊び相手、福祉施設での手伝い、緑化・環境活動、外国籍市民との交流、コミュニティ活動、芸術・文化・スポーツ活動などがある。

【ま行】

見守り家庭

保護者の状況、子どもの状況、養育環境に何らかの問題を抱え、それを放置することで養育が困難な状況に陥る可能性がある家庭や虐待（身体的・性的・心理的・ネグレクト含む）が疑われる家庭に対し、相談や、在宅サービスの活用など、当該家庭の状況に応じた支援、見守りが必要な家庭のこと。

（財）武蔵野健康開発事業団

市民の健康の保持増進と福祉の向上、ならびに地域社会の発展に寄与することを目的として、武蔵野市、武蔵野市医師会、横河電機株式会社の三者の協力により昭和62年10月に設立された公益法人。人間ドックやがん検診などの各種健（検）診、検査事業及び啓発普及事業、調査研究事業等を行っている。

武蔵野市福祉総合計画

地域福祉計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画を一体的に策定した計画。

武蔵野市民社会福祉協議会

武蔵野市民の一人ひとりが地域社会における主役となり、同じ地域に暮らす人々と協力して地域福祉を充実させることを目的として、昭和37年に設立され、昭和53年に社会福祉法人として認可された団体。社会福祉協議会は全国の市区町村にあるが、名称に「市民」と入っているのは武蔵野市民社協だけである。

（財）武蔵野スポーツ振興事業団

生涯体育の視点からスポーツ振興事業を行い、もって健康と体力の増進を図り、豊かで潤いのある市民生活の形成に寄与するため平成元年9月に設立した市の財政援助出資団体。平成17年4月からは、指定管理者として市の主なスポーツ施設の管理運営を行っている。

武蔵野地域五大学

武蔵野市内にある亜細亜大学、成蹊大学、日本獣医生命科学大学と、市に隣接する東京女子大学、武蔵野大学の5つの大学。これらの大学と市が連携・協力して市民の生涯学習に寄与することを目的に、学長と市長とで構成される「武蔵野地域学長懇談会」及び実務担当者による「五大学連絡協議会」が設置されている。

武蔵野地域自由大学

平成15年4月に発足し、市と武蔵野地域五大学（亜細亜大学、成蹊大学、東京女子大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学）が連携し、様々な分野にわたり高度で継続的、体系的な学習機会を市民に提供している。正規の大学ではないが、修了講座数により自由大学独自の学位（称号記）を授与している。

メンタルヘルス

多様化、複雑化する社会で、精神的な悩みを持ち、苦しむ人が急増している。身体健康増進とともに、心の健康を保つための支援の必要性（精神保健）。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢、障害の有無などに関わらず、すべての人々に利用しやすいまちや建物、製品、サービスづくりを行っていかうとする考え方。

ユニバーサルデザインの7原則

Ronald Maceがユニバーサルデザインの7原則として提唱□だれにでも公平に使用できる□使う上での自由度が高い□簡単で直感的にわかる使用方法となっている□必要な情報がすぐ理解できる□うっかりエラーや危険につながらないデザインである□無理な姿勢や強い力なしに使用できる□誰でも近づいて使えるような寸法・空間となっている。

【ら行】

レモンキャブ

バスやタクシー等の既存の公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害者の外出を支援するためのドア・ツー・ドアの移送サービス。市に登録された地域のボランティア運行協力員が専用の福祉型軽自動車（レモンキャブ）を運行する。

老壮セミナー

高齢者向けの生涯学習のきっかけづくりと仲間づくりを目的とした一般教養講座。

ワーク・ライフ・バランス

幸せな人生を送るために、自分の価値観に合う働き方、仕事と生活の調和を考えようという概念。

資料8 武蔵野市健康福祉総合計画策定委員会委員等名簿

◆ **武蔵野市健康福祉総合計画策定委員会委員名簿（五十音順・敬称略）**

氏名	職	所属部会	選任区分
◎安達高之	前東京都社会福祉総合学院教務主事	高齢・介護	学識経験者
安藤真洋	(社福)武蔵野 理事長	障害	福祉関係者
岩本操	NPO 法人 MEW 苦情解決第三者委員 武蔵野大学人間関係学部講師	障害	福祉関係者
○岡純	東京家政大学家政学部栄養学科教授	健康	学識経験者
小美濃純彌	武蔵野市民生児童委員協議会会長	高齢・介護	福祉関係者
小平洋		高齢・介護	公募市民
佐藤博之	武蔵野市薬剤師会常務理事	障害	保健医療関係者
武富秀文	武蔵野市老人クラブ連合会健康部長	健康	福祉関係者
辰野隆	(社)武蔵野市歯科医師会副会長	高齢・介護	保健医療関係者
月村己佐夫	(社福)武蔵野千川福祉会理事長	障害	福祉関係者
七尾由美子	学校法人古屋学園二葉栄養専門学校准教授	健康	学識経験者
○原田和幸	目白大学人間学部准教授	障害	学識経験者
藤澤節子	武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会会長	高齢・介護	福祉関係者
星田正		健康	公募市民
山口久美子	多摩府中保健所副参事	健康	保健医療関係者
山井理恵	明星大学人文学部准教授	高齢・介護	学識経験者
吉岡諒子		障害	公募市民
渡辺滋	(社)武蔵野市医師会副会長	健康	保健医療関係者

*委員の任期は、平成20年6月24日～平成21年3月31日

*◎は委員長、○は副委員長

*所属部会の凡例【健康：健康推進計画部会、高齢・介護：高齢者福祉計画・介護保険事業計画部会、障害：障害福祉計画部会】

◆ **武蔵野市健康福祉総合計画策定委員会幹事会名簿**

氏名	職	備考
三澤和宏	健康福祉部長	座長
福岡博	健康福祉部生活福祉課長	
笹井肇	健康福祉部高齢者支援課長	副座長
山田修子	健康福祉部障害者福祉課長	
中野健史	健康福祉部健康課長	

◆ **武蔵野市健康福祉総合計画策定委員会ワーキングスタッフ名簿**

氏名	職	備考
森賀泰博	健康福祉部生活福祉課課長補佐	課担当係長
井田恭子	健康福祉部高齢者支援課課長補佐兼管理係長	
佐藤肇	健康福祉部高齢者支援課課長補佐兼計画調整担当係長	課担当係長
藤木香織	健康福祉部高齢者支援課管理係主事	
亀山美佳	健康福祉部高齢者支援課管理係主事	
若松友治	健康福祉部障害者福祉課課長補佐兼障害者福祉主査	課担当係長
劔持宏幸	健康福祉部障害者福祉課主任	
前田史子	健康福祉部障害者福祉課主任	
永田有紀恵	健康福祉部障害者福祉課主事	
小島麻里	健康福祉部健康課課長補佐兼健康主査	課担当係長
中對乃里子	健康福祉部健康課主任	
丸山貴文	健康福祉部健康課主事	
白土翔子	健康福祉部健康課主事	

武蔵野市健康福祉総合計画

(平成 21 年度～23 年度)

発 行：平成 21 年(2009 年) 3 月

発行者：武蔵野市

〒180-8777 武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号

武蔵野市健康福祉部	生活福祉課	電話	0422(60)1848	(直通)
	高齢者支援課	電話	0422(60)1940	(直通)
	障害者福祉課	電話	0422(60)1904	(直通)
	健康課	電話	0422(51)0700	(直通)